

「旅館業に係る規制の見直しの方向性（案）」
に対する市民意見の内容及び市の考え方

令和7年1月

名古屋市

「旅館業に係る規制の見直しの方向性（案）」に対し、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。いただいたご意見の概要と、それに対する本市の考え方を公表します。

なお、ご意見の内容につきましては、趣旨の類似するものはまとめさせていただいたほか、原文の一部を要約または分割して掲載しています。

また、今回の見直しは、旅館業に係る規制に関するものに限っておりますので、ご了解ください。

今後、いただいたご意見を踏まえて、名古屋市旅館業法施行条例等の改正を行う予定です。

1 実施結果

（１）意見募集期間

令和6年10月21日（月）から令和6年11月19日（火）まで

（２）意見提出状況

意見提出者数 14名

提出方法	電子メール	ファックス	郵便	合計
提出者数	9名	4名	1名	14名

（３）意見内容の内訳

項目	意見数
○構造設備の基準の見直し	17件
（１）全般	2件
（２）フロント関連	14件
（３）その他の構造	1件
○営業許可申請に係る事前手続きの見直し	3件
○その他	3件
合計	23件

2 寄せられた主な意見と名古屋市の考え方

○構造設備の基準の見直しに対するご意見

(1) 全般

ご意見	名古屋市の考え方
・全般において規制緩和に概ね賛成。現状の規制が厳しいことで再開発など移転についても消極的になる。	参考とさせていただきます。

(2) フロント関連

ご意見	名古屋市の考え方
・自動チェックイン機等による非対面の面接を認めていないことや、ビデオカメラによる出入りの確認を禁止していることは、規制が厳しく、今の時代に合っていないと思います。	自動チェックイン機の導入等による非対面の面接や、ビデオカメラ等による人の出入りの確認は、フロント機能と同等となるような措置を講ずる場合は可能とする方針です。 スタッフの非常駐化や玄関帳場代替設備の取り扱い等につきましては、参考とさせていただきます。 なお、旅館業法と住宅宿泊事業法では、それぞれの趣旨が異なり、法律が施設に求めるものも異なるため、宿泊拒否に関する基準を一律とすることは難しいと考えます。
・遠隔システムや非対面のチェックインシステムが普及する中、現在の名古屋市における24 時間常駐必須の規制は時代に即していないと感じます。	
・スマートチェックイン(館外手続きでチェックイン・アウト)への対応、夜間勤務のリモート管理、ロビーラウンジの宿泊者以外への開放、フロントスタッフの非常駐化、フロントからの見通し基準の緩和、フロントの設置場所基準の緩和を検討してほしい。	
・玄関帳場代替設備について、名古屋市では1km 以内に24 時間体制の管理事務所を設置することが求められていますが、音声の入力可能なビデオカメラを施設の入口に設けることで対応できるようにしてほしい。	
・玄関帳場代替設備を施設外に設置する要件が、営業者にとって大きな負担となっています。客室の一部に受付テーブルを設置することで玄関帳場代替設備とし、受付を可能とする運用を認めてほしい。	
・旅館業は宿泊拒否ができないのに対し、民泊では宿泊拒否ができる。名古屋市の旅館業ではスタッフが必ず常駐が必要であるのに対し、民泊は無人対応が可能である。法体系が違うとは言え、商売としていることが同じであれば、旅館業と民泊の基準を揃えるべきと考えます。	

名古屋市における駆けつけ要件は、旅館業では「徒歩 10 分」、民泊では「車で 30 分以内」となっており、対応時間に差異を設ける必要があるのか疑問です。	旅館業法も住宅宿泊事業法も、どちらも駆けつけ体制を求めています。駆けつける要因と対応先が異なるため、駆けつけに求める時間が異なっています。
駆けつけ人員について、他の自治体では警備会社を活用した対応が認められているが、名古屋市では制限があります。警備会社による駆けつけ人員を柔軟に認めることで、宿泊施設はより効率的かつ安全な運営が可能となります。	駆けつけ人員や距離につきましては、参考とさせていただきます。
駆けつけの距離を少し遠くして 15 分以内とするなどの緩和の見直しをお願いします。	
電子キーやデジタル技術を活用したセルフチェックインの導入は、宿泊者の利便性が高まり、サービスの質を向上させることが可能となります。	鍵の取り扱いやチェックインの方法の参考とさせていただきます。
人手不足が深刻であり、電子レジカード、アプリチェックインの導入を検討しています。	
鍵の種類について、デジタル化が進んでいる状況から、シリンダー錠やカード錠の他に、宿泊者のスマートフォンを客室錠として利用できるようにしてほしい。	

(3) その他の構造

ご意見	名古屋市の考え方
「便所を付設していない客室を有する階には共同便所を設ける」基準を緩和してほしい。	共同便所に関する基準の参考とさせていただきます。

○営業許可申請に係る事前手続きの見直しに対するご意見

ご意見	名古屋市の考え方
旅館等指導要綱の別表に記載されている項目について見直しを希望します。	建築主に対する事前手続きを規定している「名古屋市旅館等指導要綱」は、現在の社会状況を鑑み廃止する方針です。 申請手続きの負担軽減に関するご意見につきましては、参考とさせていただきます。
現在の旅館業の申請手続きは複雑で時間がかかり、新規参入者や小規模事業者にとって大きな負担となっています。申請書類の簡素化、オンライン申請の導入、相談窓口の充実、審査期間の短縮の見直しを提案します。	
以前、名古屋市で旅館業の申請について相談をした際に、営業者と面談を行いたいと言われました。行政書士の場合は、委任状を用意するため、申請者に代わっての面談を可能としてほしい。	

○その他のご意見

ご意見	名古屋市の考え方
・ 特区民泊の申請を前向きに検討してほしい。	ご意見として承ります。
・ 風営法の規制を廃止し、新規の休憩宿泊施設を建てられるようにしてほしい。風営法適用宿泊施設は、街並みに合わない華美な看板や外観以外は規制されるべきではない。休憩宿泊施設は安全性があり、清潔で衛生的なら十分。	頂いたご意見は、風営法を所管している機関にお伝えします。
・ ラブホテル類似施設は合法化し、行政が厳密に管理することで適切な税金の徴収や、女性の不当な扱い及び性病蔓延の防止にも繋げることができるのではないか。	

※ 用語の説明

この資料において使用する用語は、次のとおりです。

用 語	説 明
旅館業	旅館業法に基づき、営業許可を得た宿泊施設（施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業）
民泊 （住宅宿泊事業）	住宅宿泊事業法に基づき、届出をした宿泊施設（宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業）
特区民泊	国家戦略特別区域法に基づき、国家戦略特区として内閣総理大臣の認定を受けた地域において、旅客に対して施設を一定期間（2泊3日から9泊10日までの範囲）使用させるものとして自治体の認定を受けた宿泊施設
風営法	「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の略

健康福祉局 生活衛生部 環境薬務課

住 所：名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

電子メール：a2658@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

電 話 番 号：052-972-2658